



静岡労働局発表  
平成28年7月4日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
室長 寄田 茂  
賃金指導官 片岡 裕也  
(電話) 054-254-6315

### 静岡県最低賃金改正決定の諮問について

- 1 静岡労働局長(野村栄一のむらえいいち)は、本年7月1日(金)に開催された静岡地方最低賃金審議会(会長 居城舜子いしろしゅんこ(元常葉学園大学教授))に対し、静岡県最低賃金(現行、時間額783円)の改正決定について諮問しました。
- 2 静岡県最低賃金の改正に当たって、当局長から同審議会に対しては、本年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」(最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく等)に配慮した調査審議をお願いしています。
- 3 静岡地方最低賃金審議会は、公益、労働者、使用者代表の委員15人で構成されており、今後、同審議会の下に専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額(全都道府県をA B C D 4つのランクに分けて改定額の「目安」を提示しており、本県はBランクに属する。)賃金実態、各種経済指標等を参考に審議を行い、本年8月上旬に答申する予定です。
- 4 静岡県最低賃金の推移は次のとおりです。

年	23年	24年	25年	26年	27年
時間額	728円	735円	749円	765円	783円
発効日	10/14	10/12	10/12	10/5	10/3
引上額	3円	7円	14円	16円	18円
引上率	0.41%	0.96%	1.90%	2.14%	2.35%
目安額	1円	4円	12円	15円	18円